

新潟県選挙管理委員会規程第2号

新潟県選挙管理委員会専決規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県選挙管理委員会委員長 天井 貞

新潟県選挙管理委員会専決規程の一部を改正する規程

新潟県選挙管理委員会専決規程(昭和27年新潟県選挙管理委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(委員長の専決事項) 第2条 (略) (1)～(15) (略)	(委員長の専決事項) 第2条 (略) (1)～(15) (略) <u>(16) 土地改良法施行令(昭和24年政令第295号。以下「改良令」という。)第5条第1項の規定により、土地改良区の総代の選挙を管理すべき市区町村選挙管理委員会を指定すること。</u> <u>(17) 改良令第47条の規定により、土地改良区の定款中総代の選挙に関する規定について意見を述べること。</u>
<u>(16)～(18) (略)</u>	<u>(18)～(20) (略)</u>

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。